

市川市議会議長

佐藤 義一 様

## 「市川市男女共同参画社会基本条例（案）」の

### 取り下げに関する申し入れ書

11月13日、市川市議会事務局に9名の議員名で、「市川市男女共同参画社会基本条例（案）」が提出されました。（高安紘一、鈴木衛、宮田かつみ、三橋二三男、荒木詩郎、松永修巳、狩野裕、松本こうじ、金子正の各議員）

#### これまでの経過

去る9月22日、9月定例会終了後、いきなり会派代表宅に、男女共同参画社会問題勉強会座長の高安紘一議員名で、「男女共同参画問題についてお話ししたく、各派代表者に集まってもらいたい」旨のFAXが送られてきました。何のことか分からず、事務局となっている金子正議員に連絡すると、「とにかく集まってもらいたい」というばかり。

10月2日の会合に、3会派（公明・共産・市民会議連合）の代表が出席したところ、「男女共同参画社会基本条例（案）」が提示されました。勉強会には新政クラブ第1・第2・緑風会・みらいの23名の議員が参加しており、1年半かけてこの案を作ったとのこと。他の会派にもご理解を頂きたいことなどが説明されました。4会派（フォーラム市川を含む）には今日まで、勉強会の誘いもなく閉鎖的に進められてきたことに強く異議が出され、しかも内容について説明責任を果たすべきと、再度会議を持つことになりました。

その後、10月23日には、フォーラム市川を除く、各会派の議員が集合し、新条例提案についての話し合いが行われました。突然現条例を全廃し、新条例に改廃することに関する提案理由の説明や、市川市において、現条例を全廃するに値する不都合の事例があつてのことなのか等について、質疑応答が行われました。その席では、条例改廃理由として、「全国で混乱を招いている様々な事象があり、本市においても、現行条例のもとでは、今後混乱の恐れがある」と説明されました。

しかし、多くの議員からは、「そのような混乱が市川市でも生じているのか、現状の検証をきちんとしてから提案すべきではないか」また、「2002年12月議会で全会一致で可決し、まだ4年しかたっていない。市民からの苦情や不

都合が生じてもないに、改廃するのはおかしい」さらに、「新条例案の男女共同参画社会の定義が基本法の定義と齟齬がある」などの議論が出されましたが、納得のいく回答は得られませんでした。提案者側は12月議会に提出したいと強い決意を示されましたが、われわれは納得がいかず、提出時期については、保留とし、まずは内容についての更なる説明を求めました。

11月6日に各派から1～2名の出席と、提案者側の作業プロジェクトメンバーと称する議員との話し合いがもたれました。その席では、内容の質疑応答に入る前に、「今後のスケジュールをどう考えているのか」という質問に対し、「前回の会合では『12月議会提出では時期尚早だ』との声もあったが、その後に行われた提案者側の会議において、『12月議会提出を望む』声が多数を占めたのでそのように予定している。」と応えました。また、「『男女の性の区別を一切排除した男女平等社会を作ること無理がある』という基本的考え方を修正するつもりはない」という姿勢を強く示されたため、われわれは、『12月議会提出先にありき』では、十分な話し合いはできないし、しかも基本的な内容についての『修正の余地もない』のであるなら、これ以上議論に応じるわけにはいかない」という意見で一致し、話し合いは決裂しました。

「市川市男女平等基本条例」は、2年間かけオープンな議員間の議論と、市民対象の公聴会の開催など、民主的なプロセスを十分に踏んだ上で、議員提案として議会に提出され、さらに修正を加えた上で、全会一致で可決した条例です。それを廃止し、新条例を提案するには、さらに十分な議論の時間が保証されるべきです。心配される事象に関する検証をきちんと行い、そのうえで、さらに議員間での議論をかさね、お互いに歩み寄って、市民にとってより良い条例とするための努力をすべきです。

## 新条例案提出の問題点

### 1) 保守会派の突然の新条例案提案プロセスは非民主的である。

- ・ 1年半かけたというが、4会派には勉強会のよびかけもなかった閉鎖性
- ・ 十分な議論の時間を保証せず、12月議会提出の横暴

それに対し、現「市川市男女平等基本条例」は、  
市川市議会初の議員立法の民主的なプロセスを踏んでいる。

- ・ 2年間かけた議論の積み上げ
- ・ 全ての議員に開かれた議論の場の保障
- ・ 修正に応じ、全会一致で採択

### 2) 「男女共同参画社会基本法」との齟齬がある。

- ・ 男女がその特性をいかして役割分担（新条例案）

男女の生物学的差異に基づいた文化的差異を尊重

- ・ 男女が性別にかかわらずその個性と能力を発揮（基本法及び現条例）

男女共同参画基本法

第3条 個人としての尊厳、男女が性別による差別的な扱いを受けない、男女が個人として能力を発揮する機会の確保と、男女の人権の尊重

第4条 社会における制度または慣行が、性別による固定的役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対し中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会形成の阻害要因となる恐れがあることにかんがみ、その影響をできるだけ中立なものとするよう配慮されなければならない。

### 3) 現条例を思想的背景があるとし、全国で混乱を招いている事象があるという、条例改廃理由の根拠についての検証がされていない。

#### ○新条例案の基本的姿勢

「現条例は『男女の違いを一切無視する思想』に基づくものであり、男女の性の区別を一切排除した男女平等社会を作ること無理がある。」

## ○全国の混乱事象例

- ・ 同室着替え
- ・ 男女混合による騎馬戦
- ・ 同室宿泊
- ・ トイレも一緒
- ・ 幼稚園での性器つき人形の使用
- ・ 男児にスカートをはかせる授業
- ・ 市川市の現条例施行後、男女混合名簿導入校の増大
- ・ 本市における男女平等学習事例集

## ○前回賛成したが、今回改廃する理由

- ・ 「現条例策定時は勉強不足だった。思想的背景というような奥で知っている人は少なかったはず。」
- ・ 「当時は男女平等にだれも反対できない流れにあったが、市川市として早まった。安易に賛成してしまい反省している。」
- ・ 「あまりに行き過ぎた条例だった。当時の勉強不足を反省し、改めて、勉強してよりよいものを提出した。横文字が多すぎた。あまり限定的にならぬようより人権を守るために改廃に至った。  
基本法の男女共同参画社会の定義と新条例案の定義に差はない。条例はより分かりやすく表現されている。」
- ・ 「条文の解釈で運用違いがでてくる。改正によって、理解しやすく、運用面でより解釈の間違えがおこらぬようにした。」

以上、新政クラブ第1・新政クラブ第2・緑風会・みらいの4会派所属の9議員提出の「男女共同参画社会基本条例（案）」提出に関して、その経緯と提案理由には到底納得いくものではありません。市川市議会における、さらに十分な議論の時間が保証されるよう、条例案の取り下げに関する申し入れを行います。

2006年11月14日

市川市議会

公明党

日本共産党

フォーラム市川

市川市民会議連合

山本次郎

金子貞作

小岩井清

石崎たかよ

